旅行サービス手配業 新規登録申請書類一覧表

No.	必要書類等	法人	個人	備考
1	新規登録申請書(1) ※申請書(1)1枚と登録簿(1)3枚の計4枚	•	•	・申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は、住民票に記載の「住所地」とすること。 ※法人の本店(個人の場合は代表者住所)と主たる営業所の所在地が異なる場合、及び正式商号の外に副商号を使用する場合は誓約書が必要
2	新規登録申請書(2) ※申請書(2)1枚と登録簿(2)3枚の計4枚	A	A	・その他の営業所(支店)がある場合に提出
3	定款(写)又は寄附行為(写)	0		・最新の定款又は寄附行為の写しを提出 ・「目的」は、「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」とすること。 (注1)法人設立時の「原始定款」を提出する場合 原始定款の写しは認証ページも必要。定款と履歴事項全部証明書の記載 内容に差異がある場合は、変更内容が確認できる株主総会等の「議事録 (写)」を添付する。 (注2)「現行定款」を提出する場合 現行定款(写)の最終頁に「この定款は当社の現行定款と相違ない。」旨 を明記し、日付、法人名、代表者名を記入の上、法人代表者印を押印する。
4	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	0		・申請日を含めて3か月以内に発行され、変更事項について新旧の関係が記載されているもの ※管轄登記所を異動した場合は、異動前の登記所の「閉鎖事項全部証明書」が必要となる場合もあります。
	役員の宣誓書	•		・監査役を含む全役員の宣誓書(自署したもの)
5	事業者の宣誓書		•	・自署したもの
	事業者の住民票		0	・3か月以内に発行されたもの(マイナンバーが記載されたものは不可)
6	旅行サービス手配業務に係る事業 の計画	•	•	
7	旅行サービス手配業務に係る組織 の概要	•	•	・旅行サービス手配業務を取扱う部局及び関連部局の組織図に選任した管理 者を明記
8	旅行サービス手配業務取扱管理者 選任一覧表	•	•	・管理者が出向の場合は、出向契約書写及び本人の同意書写が必要
	旅行業務取扱管理者の合格証 又は認定証若しくは旅行サービス 手配業務取扱管理者研修の修了 証の写し	0	0	
	履歴書	•	•	・自署したもの
	宣誓書	•	•	・自署したもの・個人事業者又は役員が管理者の場合は重複提出不要
9	営業所(その他の営業所も含む)の 使用権を証する書類	0	0	・営業所毎に建物登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等 ※転貸借の場合は、所有者と借主の契約書、所有者の同居承認書、転貸借契約書の写しが必要
10	事故処理体制の説明書	•	•	「外部との連絡体制」には、観光部振興課の電話番号を記入のこと。
11	旅行サービス手配業登録手数料	0	0	15,000円(現金又はクレジットカードによる納付が可能) ※登録通知書受領時に納付

- (注1) ●▲印は、所定の様式があります。
- (注2) 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。